

第 5 2 号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

多機能端末機による証明書の申請に係る事務手数料、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物許可申請手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料等について規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「及び印鑑登録証明書」を「、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書及び納税証明書」に改め、同表7の項事務手数料の欄を次のように改める。

300円 (多機能端末機により申請があつた場合は、200円)

別表第1の15の項を削り、同表16の項を同表15の項とする。

別表第2の2の項中「450円」の次に「（多機能端末機により申請があつた場合は、350円）」を加え、同表131の項名称及び額の欄中タをチとし、ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをストし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ プロジェクションマッピング 面積5平方メートルまでごとにつき3,220円（ただし、面積1,000平方メートルを超えるものにあつては、644,000円）

ア一 戸建て住宅	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
		当該住宅の床	38,400円

別表第3の5の項中

			面積の合計が 200平方メ ートル以上の もの	
		仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メ ートル未満の もの	17,700円
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メ ートル以上の もの	19,100円
イ ア 以外 の建 築物	住宅 部分	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メ ートル未満の もの	69,100円
			当該部分の床面積の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	116,000円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	196,000円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上 のもの	281,000円

」

ア	一戸建て住宅	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円		
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円		
	仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円		
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円		
イ	住宅以外	住宅部分	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該部分の床面積の合計が	116,000円	

を

に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	196,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	281,000円
フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	33,100円
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	58,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	104,000円
	当該部分の床	157,000円

に改め、同

		面積の合計が 5,000平 方メートル以 上のもの	
--	--	------------------------------------	--

表備考8を同表備考14とし、同表備考7中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同表備考7を同表備考11とし、同表備考11の次に次のように加える。

1.2 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1.3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

別表第3備考6中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同表備考6を同表備考10とし、同表備考5中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同表備考5を同表備考9とし、同表備考4を同表備考6とし、同表備考6の次に次のように加える。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とす

る。

- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

別表第3備考3を同表備考5とし、同表備考2を同表備考4とし、同表備考1を同表備考3とし、同表に備考1及び備考2として、次のように加える。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の

方法により行つた場合の手数料の額は、この表の 2 の項(1)の規定により算出した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 の 1 3 1 の項の改正規定 令和 2 年 7 月 1 日
- (2) 別表第 1 の 1 の項及び 7 の項の改正規定並びに別表第 2 の 2 の項の改正規定 令和 3 年 1 月 1 8 日